

au でんき需給約款 新旧対照表 (平成 31 年 4 月 1 日実施)

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p><b>13 でんき M プラン</b>                      (1)~(3) 略                      (4) 料金                      基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は別表 1 (でんき M プラン料金表) のとおりといたします。                      料金は, 別表 1 (でんき M プラン料金表) によって算定された金額, 別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 <b>および別表 4 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額</b> の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p><b>14 でんき L プラン</b>                      (1)~(3) 略                      (4) 料金                      基本料金および電力量料金は別表 2 (でんき L プラン料金表) のとおりといたします。                      料金は, 別表 2 (でんき L プラン料金表) によって算定された金額, 別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 <b>および別表 4 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額</b> の</p>	<p><b>13 でんき M プラン</b>                      (1)~(3) 略                      (4) 料金                      基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は別表 1 (でんき M プラン料金表) のとおりといたします。                      料金は, 別表 1 (でんき M プラン料金表) によって算定された金額 <b>および</b> 別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <b>ただし, 別表 4 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 4 (燃料費調整) (1) ロ (イ) に該当する場合は, 別表 4 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 別表 4 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 4 (燃料費調整) (1) ロ (ロ) に該当する場合は, 別表 4 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</b></p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p><b>14 でんき L プラン</b>                      (1)~(3) 略                      (4) 料金                      基本料金および電力量料金は別表 2 (でんき L プラン料金表) のとおりといたします。                      料金は, 別表 2 (でんき L プラン料金表) によって算定された金額 <b>および</b> 別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <b>ただし, 別表 4 (燃料費調整) (1) イによって</b></p>

合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

### 別表

#### 1 でんきMプラン料金表

(1)～(6) 略

#### (7) でんきMプラン（九州）

##### イ 基本料金

略

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15円87銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>20円96銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円68銭</b>

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

算定された平均燃料価格が別表 4（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は、別表 4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 4（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は、別表 4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

### 別表

#### 1 でんきMプラン料金表

(1)～(6) 略

#### (7) でんきMプラン（九州）

##### イ 基本料金

略

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15円91銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>21円00銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円73銭</b>

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	<b>286円16銭</b>

## 2 でんきLプラン料金表

(1)～(6) 略

(7) でんきLプラン（九州）

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時に つき	<b>15円87銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>20円96銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円68銭</b>

## 4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

	税抜額
1契約につき	<b>286円72銭</b>

## 2 でんきLプラン料金表

(1)～(6) 略

(7) でんきLプラン（九州）

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時に つき	<b>15円91銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>21円00銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円73銭</b>

## 4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格  
 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ ,  $\beta$ , および  $\gamma$  は, **契約種別**ごとに以下の通りといたします。

でんきMプラン (北海道) でんきLプラン (北海道)	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
でんきMプラン (東北) でんきLプラン (東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
でんきMプラン (東京) でんきLプラン (東京)	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
でんきMプラン (中部) でんきLプラン (中部)	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
でんきMプラン (北陸) でんきLプラン (北陸)	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
でんきMプラン (四国) でんきLプラン (四国)	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
でんきMプラン (九州) でんきLプラン (九州)	<b><math>\alpha = 0.0053</math></b>	<b><math>\beta = 0.1861</math></b>	<b><math>\gamma = 1.0757</math></b>

なお, 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格, 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は, 1 円とし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

**(1)** 燃料費調整単価は, 契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお, 燃料費調整単価の単位は, 1 銭とし, その端数は, 小数点以下第

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格  
 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ ,  $\beta$ , および  $\gamma$  は, **料金種別**ごとに以下の通りといたします。

でんきMプラン (北海道) でんきLプラン (北海道)	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
でんきMプラン (東北) でんきLプラン (東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
でんきMプラン (東京) でんきLプラン (東京)	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
でんきMプラン (中部) でんきLプラン (中部)	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
でんきMプラン (北陸) でんきLプラン (北陸)	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
でんきMプラン (四国) でんきLプラン (四国)	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
でんきMプラン (九州) でんきLプラン (九州)	<b><math>\alpha = 0.1490</math></b>	<b><math>\beta = 0.2575</math></b>	<b><math>\gamma = 0.7179</math></b>

なお, 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格, 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は, 1 円とし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は, 契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお, 燃料費調整単価の単位は, 1 銭とし, その端数は, 小数点以下第 1 位

1 位で四捨五入いたします。

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

**(ロ)** 基準燃料価格は以下の通りといたします。

でんきMプラン (北海道)	37,200円
でんきLプラン (北海道)	
でんきMプラン (東北)	31,400円
でんきLプラン (東北)	
でんきMプラン (東京)	44,200円
でんきLプラン (東京)	
でんきMプラン (中部)	45,900円
でんきLプラン (中部)	
でんきMプラン (北陸)	21,900円
でんきLプラン (北陸)	
でんきMプラン (四国)	26,000円
でんきLプラン (四国)	

で四捨五入いたします。

**(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を下回る場合**

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

**(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を上回る場合**

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

**(ハ)** 基準燃料価格は以下の通りといたします。

でんきMプラン (北海道)	37,200円
でんきLプラン (北海道)	
でんきMプラン (東北)	31,400円
でんきLプラン (東北)	
でんきMプラン (東京)	44,200円
でんきLプラン (東京)	
でんきMプラン (中部)	45,900円
でんきLプラン (中部)	
でんきMプラン (北陸)	21,900円
でんきLプラン (北陸)	
でんきMプラン (四国)	26,000円
でんきLプラン (四国)	

でんきMプラン（九州）	<b>27,400円</b>
でんきLプラン（九州）	

でんきMプラン（九州）	<b>33,500円</b>
でんきLプラン（九州）	

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月 31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月 30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月 31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月 30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月 31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月 31日までの期間	11月ご使用分
毎年7月1日から9月	12月ご使用分

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

**(1)** 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月 31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月 30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月 31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月 30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月 31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月 31日までの期間	11月ご使用分
毎年7月1日から9月	12月ご使用分

30日までの期間	
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年4月ご使用分
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年5月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口または(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、でんきMプラン（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

30日までの期間	
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年4月ご使用分
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年5月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、でんきMプラン（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ でんきMプラン（四国）

		税抜額
最低料金	1契約につき最初の 11キロワット時まで	1円95銭8厘
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時について	17銭8厘

ロ イ以外

		税抜額
でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	1キロワット時につき	17銭9厘
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	1キロワット時につき	20銭1厘
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	1キロワット時につき	21銭1厘
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	1キロワット時につき	21銭2厘
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	1キロワット時につき	14銭6厘
でんきLプラン（四国）	1キロワット時につき	17銭8厘
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	1キロワット時につき	<b>12銭4厘</b>

**(3) 離島ユニバーサルサービス調整**

**イ でんきMプラン（九州）およびでんきLプラン（九州）の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサ**

イ でんきMプラン（四国）

		税抜額
最低料金	1契約につき最初の 11キロワット時まで	1円95銭8厘
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時について	17銭8厘

ロ イ以外

		税抜額
でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	1キロワット時につき	17銭9厘
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	1キロワット時につき	20銭1厘
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	1キロワット時につき	21銭1厘
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	1キロワット時につき	21銭2厘
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	1キロワット時につき	14銭6厘
でんきLプラン（四国）	1キロワット時につき	17銭8厘
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	1キロワット時につき	<b>16銭3厘</b>



ービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)口に準じるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$\text{(離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格)} \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$$

口 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、  
α、βおよびγは、以下の通りといたします。

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

ハ 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。

ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、  
以下の通りといたします。

	税抜額
1キロワット時につき	3厘

(4) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

**附則**

1 本約款の実施期日

本約款は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

**附則**

1 本約款の実施期日

本約款は、平成 31 年 2 月 21 日から実施します。